

大田地区自治振興会規約

(名 称)

第 1 条 この会の名称は大田地区自治振興会（以下本会という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は伊達市大田地区交流館（伊達市保原町大泉字前原内 106-1）に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、地域に暮らす住民が地域の将来像を考え、その実現に向けて行動する事によって、活気と魅力あふれる地域を形成していく事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は第3条の目的を達成する為、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総務企画に関する事業
- (2) 文化スポーツに関する事業
- (3) 安全防災に関する事業
- (4) 生活環境に関する事業
- (5) 健康福祉に関する事業
- (6) その他の事業

(構 成)

第 5 条 本会の会員は、伊達市保原町大田地区に居住する世帯とする。

- 2 その他、趣旨に賛同する個人もしくは法人、又は大田地区で活動する各種団体をもって構成する。

(役員の選任)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 理 事 10 名
- (4) 専門委員長 5 名
- (5) 監 事 2 名

- 2 会長、副会長、理事、及び監事は総会において選出する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故、その他止むを得ない事情により職務を遂行できない時は、会長が予め指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は役員会の運営を補佐する。

(役員任期)

第 8 条 役員及び専門委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員及び専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員等の報奨金)

第 9 条 役員に対して、報償金を支払うことができる。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことが出来る。

2 顧問は役員会において選出し、会長が委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会、及び専門委員会とする。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高の議決機関であり、別に定めた代議員をもって構成し、本会の目的を達成する為に必要な事項を決定する。

2 総会は通常総会及び臨時総会として会長が召集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めた時、または代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(代議員)

第13条 代議員は、本会を構成する町内会から選出された住民とし、選出する代議員数は、各町内会1名及び各種団体代表者1名とする。

2 代議員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、代議員にはなることが出来ない。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数(表決委任者を含む)

(3) 開催目的及び審議事項の経過と結果

(4) 議事録署名人の記載

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、署名し事務所に備え付けておかねばならない。

(役員会)

第15条 役員会は総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

2 役員会は会長、副会長、理事及び専門委員長をもって構成し、会長が必要に応じ招集する。

3 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(専門委員会)

第16条 本会に、専門委員会を置き、総会で決定された方針に基く事業を実施するものとする。

(1) 総務企画委員会

(2) 文化スポーツ委員会

(3) 安全防災委員会

(4) 生活環境委員会

(5) 健康福祉委員会

2 専門委員会は、本会の構成員をもって構成する。

3 専門委員長及び副委員長は、委員会の互選により選出する。

4 専門委員会は必要に応じ委員長が招集する。

(事務局)

第17条 本会の円滑な運営及び事業を実施するため事務局を置く。

2 事務局長及び事務局員(庶務、会計)は会長が任命する。

(会計)

第18条 本会の運営等に係る経費は、会費、補助金、交付金、委託料及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第19条 会長は事業年度終了後、事業報告書、収支決算書、及び基金台帳を作成して、監事に提出し監査を受けなければならない。

2 監事は前項の書類を受理した時は、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告すると共に、会長はその報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備え付け)

第20条 本会の事務所には、事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類、並びに帳簿等、活動に関する全ての書類を備え付けて、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第21条 本会が事業を推進する為に必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については適正に運用するものとする。

(その他)

第22条 この規約に定めるものの他に、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則 この規約は平成27年4月1日から施行する。